

担い手情報

第13号

(平成23年7月)

担い手育成 総合支援協議会だより



鳴北の原の小原恒敏代表理事（左から二人目）と役員の皆さん

全員参加で取り組む集落営農法人

農事組合法人 北の原 駒ヶ根市赤穂14616番地164

27年間の長きにわたり、地域農業を支えてきた「北の原営農組合」の基本理念を引き継ぎ、平成18年に「農事組合法人 北の原」が設立されました。駒ヶ根市では、最初に営農組合から法人化した組織であり、他の集落営農組織の先導役として期待されています。

集落営農としての取り組みを生かし、法人へ移行してからも地域農業を守るという活動に対して、平成21年1月には第38回日本農業賞長野県代表として、また、平成22年11月には優良組織経営体として農林水産省経営局長表彰を受賞しました。

Index

- 認定農業者 「農事組合法人 北の原」
- 県・地域の動き 「東御市」ほか
- 経営セミナー 「集落営農組織の経営実態」と課題Ⅰ
- 視点 「TPPと日本農業Ⅰ」
- 農業・農政豆知識 「原子力損害賠償紛争委員会とは」「第十四回全国農業担い手インフォメーション」「サミットin長野」
- 支援の窓 「農業・農村の六次産業化」

園芸作物を導入し

全員参加で取り組む集落営農法人

集落営農三十年の歴史

駒ヶ根市北の原地区は、昭和五十三年にほ場整備事業に着手し、二年の歳月をかけて完成しました。

この土地改良事業がきっかけとなり共同の力・人の和を育む大切さから、全員参加の取り組みとして昭和五十四年「北の原営農組合」が設立されました。

設立に当たっては、(一)機械は共同で所有する (二)水稲は個人で、水田転作は宮

農組合で対応する (三)水稻・麦・大豆の三年五作の水

系口一テーション栽培 (四)転作田の小作料は支払わず、地主は転作奨励金を受け取る (五)転作作業は組合員の共同作業で行い、所得は組合運営を通じて組合員へ還元する (六)機械作業のオペレータを確保するた

め、組合負担で免許を取得させる、等を組合員の共通認識として取り組みました。

當農組合が設立されて以来二十七年間、初期の目的を達成するため全力で取り組んできました。しかし、社会情勢の変化、農業を取り巻く環境の変化等新たな方向を模索する必要性が出てきました。

平成十四年には法人化に向けての検討を開始し、平成十五年には複式簿記を導入しました。この年は、そばにアレルギーが問題化し、余儀なくされました。平成十六年には米政策改革による農業ビジョンに位置づけた白ねぎの導入を行いました。平成十七年には経理面での対策を強化し、平成十八年には品目横断的経営安

定対策への対応が必要となりました。

このように、数々の課題を解決する手段として、「農事組合法人北の原」が設立されることとなりました。

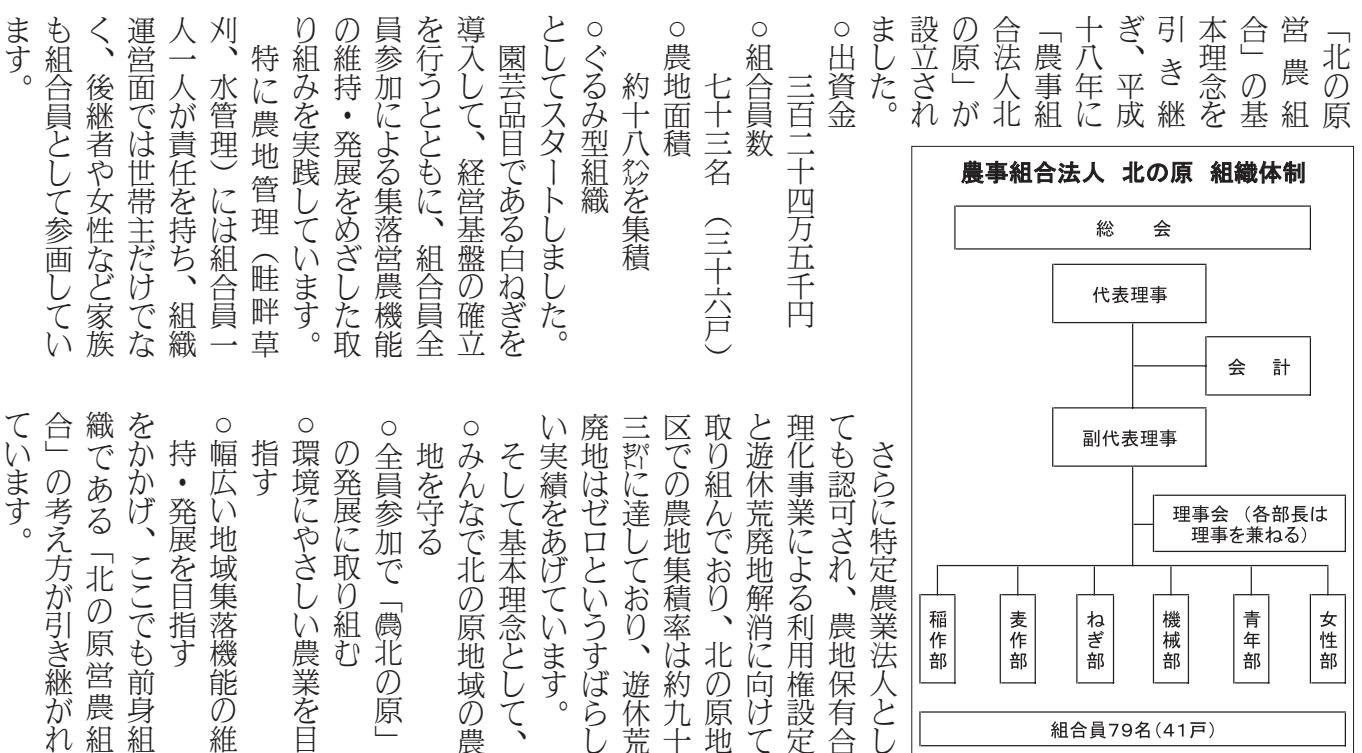
- 出資金 三百二十四万五千円
- 組合員数 七十三名（三十六戸）
- 農地面積 約十八㌶を集積
- ぐるみ型組織

としてスタートしました。



課題解決のため法人化が必要だったと語る小原組合長

二十七年間の歴史を継承
「農事組合法人北の原」の誕生



白ねぎの導入による 経営基盤づくり

白ねぎがJA上伊那の重
点品目として位置づけられ
たのを機に、平成十六年か
ら栽培に取り組み、平成二
十二年度は四・五㌶にまで
栽培面積が増加していま
す。



化学肥料・農薬の削減による白ねぎ栽培

でなく家族も組合員に加入したメリットが生かされています。さらに、事業に従事した組合員は、従事分量配当を得ることができ、法人事業への参加意欲が高まる等さまざまな面でプラスに働いています。

の柱として成長したことです。白ねぎの売り上げは年々増加し、平成二十二年度実績では売り上げ全体の約六十二部を占めるまでになりました。経営上なくてはならない品目に成長しました。

品質重視と低コストによる米づくり

水稻は農家個々が栽培管理していますが、品質を揃えるため、生産に必要な資材は法人が一括して準備し、統一した基準で栽培を行っています。

白ねぎを導入したところによつて、多くの効果が得られています。

また、エコファーマーを取得し、さらに農地・水・環境保全向上対策事業の先

まず、収穫期間が長いた
め、計画的な人員配置がで
き、作業の平準化が図られ

たこと。また、収穫から出
荷に至る作業には多くの組

合員、特に女性組合員の活躍の場が多く、世帯主だけ

学肥料・農薬を半減し、環境にやさしい農業にも取り組んでおります。そして、収穫された畑はJA上伊那

地域農業の応援団づくり

のカントリー・エレベータで分別保管され、必要に応じて買い戻して販売していくのです。

平成十九年度からは無洗精米機を導入し、商品名「ゆきどけ」として地元販売を開始し、好評を得ています。

のカントリーエレベータで分別保管され、必要に応じて買い戻して販売していくます。

農業と農村環境を守るために幾つかの取り組みを行っています。
○農地・水・環境保全向上
対策事業の導入

「北の原自然環境を守る会」での活動を通じ、非農家である地域住民と一緒に、用水路の点検・修理など集落の資源や生活環境を守る活動として積極的に取り組んでいます。

地域農業への理解を深め、農業の応援団づくりを目的に、地域の将来の担い手である子供たちを対象に二十五区画の土地を提供、子供たちは好きな野菜を女性部の指導により栽培し、子供たちとの触れ合いを通して、子供の親たちとの交流の場となっています。

更なる活動の充実を目指して

農業を取り巻く環境は日々変化し、不安定な状況が続いています。その中で、農業を守り育てるため

- ・には、今まで以上に自分たちの農業を確立することが必要です。
- ・地域に根ざした農業を協力
- ・小学校での農業教室への地産地消を目指した取り組み
- ・組み（学校給食への食材提供）
- ・加工・直売への取り組み
- 新作付品目の開発研究
- ・ごま、リーキ、小麦など
- 環境と人に優しい農業の更なる追求
- 農地管理の希望に応えられる体制づくり
- 六次産業化にも対応できる経営体づくり
- ・生きがい対策としての食品加工への取り組み
- ・野菜を利用した加工品の開発
- ・食品加工から贈答用商品、新しい労働需要の開発
- など積極的に取り組み、自立できる農業経営体となるよう組合員一丸となつて頑張っています。

寺島 秀勝)

県・地域の動き

東御市農業農村支援センターの取り組み

東御市における巨峰の栽培は、昭和三十年代初頭に導入され、以来五十年以上にわたる長い歴史を経て、今もなお市を代表する特産品となっていますが、栽培農家の高齢化や担い手不足により、栽培面積は平成元年頃の約百七十㌶をピークに、現在は約百十㌶まで減少しており、今後產地を維持するためには栽培面積のみならず担い手農家の確保が課題となっています。

このような状況の中、市農業農村支援センターではアドバイスに興味を持ち、市内で就農を希望する皆さんからの相談への対応と、栽培農家の労働力支援が活動の大きな柱となっています。

当市は、日照の多さと少雨に加え、昼夜の温度格差が大きいという果樹栽培に適した気象条件の下で、平成二十年



JA営農技術員による房切り講習会

に、「どうみSunライズワイン・リキュール構造改革特区」の認定を受け、ブティックワイナリー（醸造用ブドウを自ら栽培しワイン醸造をおこなうワイナリー）を起業したことにより、新たなブドウ栽培者の意欲を喚起することがつています。

新規就農希望者の受け入れをするには、農地と技術指導者の確保は勿論のこと、特にI・Jターン者にとっては生活環境づくりが課題となっています。このように、新規就農希望者等からのお問い合わせの増加につながっています。

新規就農希望者の受け入れをするには、農地と技術指導者の確保は勿論のこと、特にI・Jターン者にとっては生活環境づくりが課題となっています。

新規就農希望者の受け入れをするには、農地と技術指導者の確保は勿論のこと、特にI・Jターン者にとっては生活環境づくりが課題となります。

一方、巨峰の栽培では房切りと摘粒などの適期作業が重要で、家族労働力だけでは対応できない労働力のピークを感じます。房切りは開花から満開までのごく短い期間に、また、摘粒は結果から着色が始まるまでの期間に作業を行わなければならぬことから、この時期に労働力派遣を行っています。平成十一年の発足当時は年間派遣時間が約二千百時間であつたものが、現在では一万一千時間を超える状況となっています。

これは、市農業農村支援センターの労働力派遣事業が多くの巨峰栽培農家に認知されてきた証でもあり、農家の経営を支援するためにも、欠かせない事業となっています。

今後も新規就農者の受け入れとともに、栽培農家に対する労働力支援が東御市の巨峰産地の維持・発展に貢献できるよう取り組んで参ります。

(東御市 農林課)

阿智村産業振興公社を設立

阿智村では、安全で安心・良質な農産物の生産による信頼される産地づくりに向けたことにより、新たなブドウ栽培農家と畜産農家が連携して堆肥センターを建設するとともに、堆肥製造組織として畜産農家が「農事組合法人あづ有機生産組合」を、これを活用した農産物栽培推進組織として「阿智村有機活用農業振興会」を設立しました。

また、平成十七年には「阿智村有機活用農業推進条例」を制定し村独自の認証制度による「有機の里づくり」を目指して、農家の代表者が加盟組織する営農支援センターがその実践活動を進めてきました。

しかししながら、農業従事者の高齢化や少子化による後継者（担い手）不足などから農業戻りの減少が急速的に進み、不耕作地の増大など阿智村農業の将来は極めて憂慮される事態と受けとめ、センターが取り組んできた事業をさらに発展的に拡大するため、農業者・農業委員会・議会などから選出した代表による

「公社設立発起人会」を経て、平成二十二年五月に一般社団法人阿智村産業振興公社を設立しました。

この産業振興公社では、一度衰退した村の農業を活性化するため、「年金プラス五十万円／百万円の収入の実現」に向け、「担い手の育成、農業に生きがいを求める新規就農者及び帰農者の支援、農業を維持発展させるため農業者が生き甲斐を感じられる環境づくり、村認証農産物の生産と販売、遊休荒廃農地の防止と農用地を有効活用した付加価値型農業の推進、農産物の有利販売の拡大」に関する事業に取り組み、農業を通じて、地域住民の暮らしを豊かにするとともに、活力ある農業の発展と持続可能な村づくりを進めることを目的に活動しています。

また産業振興公社では、阿智村有機活用農業推進条例に基づく農産物認証の取得基準（村に栽培農地の登録、毎年土壌診断を実施、栽培管理日誌の記帳、出荷前に検査員の審査に合格した農産物は認証マークを貼付）に適合した農産物を農家から買い上げ、中央道阿智PA「やさい村（直売所）」をはじめ、「コープあづモーニング阿智野菜セツト、雇用温泉宿泊施設や村内

直売所等で有利販売に取り組み「年金プラス五十万円／百円」の目標を達成した農家も多く出てきています。

今後も農家が安心して栽培に取り組めるよう有利な販路の拡大と有機活用農業を基礎としたブランド農産物づくり

を推進してまいります。
(阿智村 ふるさと整備課)



遊休農地を活用したワインぶどう園

高山村では、平成十七年から、遊休農地を活用して、比較的労力がかからず、初心者でも栽培しやすいワインぶどうの振興に取り組んでいます。

高山村のワインぶどう を核とした地域振興

一方、同年二月には、会員三十名で「高山村ワインぶどう研究会」(事務局 村産業振興課)が発足し、ワインぶどうの栽培・醸造・販売等について調査や研究を行ってきました。

発足五周年を迎えた昨年度は、JA須高りんご部会高山支部及びぶどう部会同支部と連携して、フルーツの里をPRするとともにワインぶどうを広く知つてもらおうと、「ワイン&フルーツトレッキング in 信州高山」を開催しました。

当日（十月）は、村内外から二十名余りが参加し、会員の案内で、四・五ヶ所を約二時間かけて散策しました。途中、りんご園やぶどう園、さらにワインぶどう園に立ち寄り、品種や今年の出来などについて栽培者の説明を受けました。また、ワイン試飲会では、マスター・ソムリエの高野豊氏を講師に迎え、高山村産ぶどうを原料としたワインを

建設資材の販売などをを行う会社のグループ会社が、特定農地貸付事業により、村と協定を締結し、村内の遊休農地八・五㌶でワインぶどうの栽培を始め、県内第一号となる農業を継続してまいります。

一方、同年二月には、会員三十名で「高山村ワインぶどう研究会」(事務局 村産業振興課)が発足し、ワインぶどうの栽培・醸造・販売等について調査や研究を行ってきました。

中村集落営農組合の設立に向けて

終戦後、農地を大切に思う心と、農作物を作る事に国民党は一生懸命で、一坪の土地も大事にしました。しかしそれがあれば農産物は楽に手に入れる時代になり、農家を離れて都会に出ていく人が出てきました。そんな農家の土地は田畠の形を失ってしまいます。これを考へると集落に残っている人で農地を守らなければ、という考へがお互いに出できました。安曇野市の美しい田園風景を守り、将来にわたり安定した農業を目指していく必要が出てきました。

そこで第三期対策が不透明な時に組織を立ち上げ、農地を守る必要があると「集落営農組織を考える会」を明科地域営農支援センターの指導のもと発足し、勉強会を始めました。

また、平成二十二年一月には伊那市の「山室地区」に視察に行き、ここで設立経過や農地の利用権設定が大変参考になりました。その後、月に一回、「考える会」を開催し、この間に戸別所得補償モデル対策がスタートしました。

幸いにして国・県・市の中山間対策事業や戸別所得補償制度がありますので、この制度を利用して集落組合を立ち上げれば、施設・機械の充実度を利用すると、働き手の確保が望めると農組合を設立する計画をはじめました。平成二十一年の夏に第二期中山間地域直接支払事業も五年目に入り第三期対策があるかどうか先が見えない時期でした。今までこの対策で管理していた水田はどうなるのかお互いに心配でした。



富山県への視察

大きかつたことが記憶に残っています。

現在は、中山間地域で米・麦・黒大豆・そば・景観作物・わらび等を作っています。今年に入つて考へる会を終させ、五回にわたり、全戸説明会を開催するとともに、各戸の意向を把握するためのアンケート調査を実施しました。結果として三十二人の加入で平成二十三年四月十六日に「中村集落営農組織準備委員会」を発足しました。

今考へるに五十年前に十人位で田植えをしたのが思い出されますが、今後の皆様のご指導により、地域にしっかりと定着した集落営農を目指していきたいと考えています。

(安曇野市明科)

農支援センターから集落営農支援センターを視察し、機械・

施設の充実度と水田の規模の



集落営農組織の経営実態と課題 I

(社)長野県農協地域開発機構

研究員 西 井 賢 悟

意組合が約二千万円低くなっている。これは、肥料・農薬等の購入が個人で実施されている組織が多いことを示している。また自己資本額を見ると、法人の二千三百万円に対して任意組合では七百万円にとどまっている。さらに、任意組合の固定資産額は法人より約一千万円低く、農業機械の取得があまり進展していないといふ。

財務諸表整備の必要性

長野県では二十年代後半に集落営農組織が急増した。農家の高齢化が進み、耕作放棄地が増大する中で、地域農業の担い手として大きな期待が寄せられている。しかし多くの組織の経営基盤は不十分なものとなつており、長期的・安定的な担い手機能の発揮を展望できる状況にはない。本稿では県内集落営農組織の経営実態とその課題について見ていく。

意組合が庄倒的に多い。表に示される任意組合データは、そのうち財務諸表(貸借対照表と損益計算書)を導入している組織についての集計値である。しかし実際に財務諸表を導入していない任意組合が多く、その場合には財務諸表を導入していなければ、収支計算書が用いられている。

収支計算書は一年完結型の経営に適した帳簿である。そこでは現金収入と現金支出に着目して、单年度ごと

當は現実として単年度ごとに完結できるものではない。例えば、農業機械は長期にわたって使用するものであり、その資金調達を長期借入金で賄えば返済は複数年になりますがることとなる。こうした継続的な経営活動を正確に把握するためには複式簿記による経営管理が不可欠であり、その記帳内容を整理したものが財務諸表である。

財務諸表は、経営の継続的な展開を目指すあらゆる集落営農組織に求められるものといえよう。

七・七割となつてお

り、十分な水準が確保されている。

総資本回転率(回)は活動

に余剰が出れば構成員に分

配する。この繰り返しが収

支計算書の考え方である。

一方、集落営農組織の経

営は現実として単年度ごと

に完結できるものではない。

例えば、任意組合四回と

一・三回、任意組合とされ

ている。計算式は、(売

上高÷総資本)。概ね目標

は一回転以上とされている。

県内の集落営農組織は法人

一・三回、任意組合四回と

なつており、いずれもクリ

アしている。

流动比率(%)は短期の支

払能力を表す。計算式は、

(流动資産÷流动負債)×

〇〇)。一般的に二百割以

上が望ましいとされる。県

内の集落営農組織は法人二

百十七・一割、任意組合百

五十六・七割となつており、

任意組合でやや低くなつて

いる。

自己資本比率(%)は財務

の安全性を表す。計算式は、

(自己資本÷総資本)×

〇〇)。一般的に四十割以上

が望ましいとされる。県内

の集落営農組織は法人四十

九・一二割、任意組合五十三

・九割となつており問題な

い水準となつてている。

こうした指標値について、

経年的なチエックや他組織

との比較を行うことにより、

自組織の経営の特徴、問題

点等を客観的に把握するこ

とが可能となる。各集落営

組織には数値的な裏付け

に基づく経営の舵取りが求

められている。

総資本経常利益率(%)は

収益力を表す。計算式は、

(経常利益÷総資本)×

〇〇)。数值は高いほど望まし

い。県内の集落営農組織は

法人二十四割、任意組合十

集落営農組織の経営概況

表は県内集落営農組織の経営概況をまとめたものである。全体では経営面積五十四・七㌶、売上高五千六百万円となるなどかなり大規模な経営となつていて。また、当期純利益段階における黒字組織の割合は九割となるなど、全体としての経営状況は決して悪くない。一方、法人と任意組合を比較すると、後者の脆弱な経営実態が見えてくる。例えば売上原価を見ると、任

集落営農組織の経営概況 (2009年度)

		全体 (n=100)	法人 (n=32)	任意組合 (n=68)
経営面積(ha)		54.7	51.8	56.0
財務諸表(千円)		14,695	29,902	7,539
貸借対照表		9,367	16,785	5,877
損益計算書		7,679	13,771	4,812
		3,995	9,961	1,188
		12,262	22,960	7,228
		24,064	46,692	13,415
当期純利益		黒字組織数	90	24
		赤字組織数	10	8
債務超過組織数		2	2	0
指標値		総資本経常利益率(%)	21.6	24.0
		総資本回転率(回)	2.3	1.3
		流動比率(%)	191.4	217.1
		自己資本比率(%)	51.0	49.2
				53.9

経営分析に基づく経営の舵取り

財務諸表の整備によって経営をさまざまな側面から分析することも可能となる。ここでは表に示した代表的な経営指標値について見ておこう。

総資本経常利益率(%)は収益力を表す。計算式は、(経常利益÷総資本)×一〇〇)。数值は高いほど望ましい。県内の集落営農組織は法人二十四割、任意組合十

TPPと日本農業 I

— TPP対抗の足場を地域連携に —

(株)農林中金総合研究所

特別理事 蔦谷栄一

先行きに楽観は禁物

ポスト菅が誰になるかで扱いは大きく変わってくる。とはいっても、菅総理の退陣表明と大震災発生によりTPP問題をめぐる局面は大きく変化した。とはいっても、このままTPP推進派が引き下がって終わりになるとは考えにくく、依然として情勢は予断を許さない。

意図的な対立の構図

政府試算でのTPP加入による農業への影響は、農産物生産減少額四兆一千億円、食料自給率(カロリーベース)十四割、多面的機能の喪失額三兆七千億円、農業および関連産業での就業機会の減少数三百四十五人と、農業に対する影響は甚大、かつ壊滅的である。所得減少分を補填するといつても、大震災復興が優先されなければならず、十

分な補てんは期待し難い。したがって農業の立場からすれば当然のこととして反対せざるを得ないことになる。

これに対しても、推進派は、わが国は人口減少社会に転じており、経済成長と雇用の確保のために、貿易の自由化が不可避であり、環太平洋諸国との経済連携を推し進め、貿易自由化で先行している韓国に一気に追いついていくことが必要である、としている。

こうしてTPP反対の農業界と賛成の経済界との対立の図式が描かれてきた。このように農業への影響は、農産物生産減少額四兆一千億円、食料自給率(カロリーベース)十四割、多面的機能の喪失額三兆七千億円、農業および関連産業での就業機会の減少数三百四十五人と、農業に対する影響は甚大、かつ壊滅的である。所得減少分を補填するといつても、大震災復興が優先されなければならず、十

不可能な農業との両立

推進派が強調するのが、

(一)早期加入によるわが国に有利なルールの引き出し、(二)TPPと農業との両立は可能、である。

ねらいは投資の自由化

その意味で、むしろ追求

し問題とすべきは、TPPは、農業にとどまらず、工業、政府調達、知的財産権、競争政策、サービス、投資、環境、労働等を含む包括的協定であるということである。

生き馬の目を抜く国際交渉、しかも輸出志向の強い加入国の中で、早期加入が

る。現在、二十四の作業部会が立ちあげられて検討が行われているが、農業はその中の一部会、まさに二十分の一に過ぎない。残りの二十三部会については、ほとんど中身が明らかにされていないのが実情である。

会が立ちあげられて検討が行われているが、農業はその中の一部会、まさに二十分の一に過ぎない。残りの二十三部会については、ほとんど中身が明らかにされていないのが実情である。

地域で連携しての議論を

日本に有利なルールをもたらすと考えるのは楽観的にすぎた。またTPPと農業の両立可能の裏にあるのが「構造改革の遅れた農業」のスケープゴート(犠牲)化である。自由化にともなう内外価格差を、絞り込まれた手に補てんするという。財源の裏付けに乏しいだけでなく、農村コミュニティへの配慮もない。

TPPと農業の両立は困難であることを前提に置きながら、農業以外でのメリットの有無を見定め、そのうえで総合的な対抗戦略を講じていく必要がある。

特に警戒を要するのが、サービス(金融)、投資、労働の三分野である。千九百九十六年にスタートしたTPPに、二千十年、アメリカが加わる際、新たに追加されたのがこの三分野であり、簡保や共済の蚕食、

特に警戒を要するのが、サービス(金融)、投資、労働の三分野である。千九百九十六年にスタートしたTPPに、二千十年、アメリカが加わる際、新たに追加されたのがこの三分野であり、簡保や共済の蚕食、



原子力損害賠償紛争委員会とは

原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)第十八条に基づき、文部科学省に設置された組織、原子力損害の範囲を判定する指針を策定するほか、原子力損害賠償の紛争の

和解の仲介を行う。この度の東京電力福島第一原発事故に伴い、設置政令が四月十一日に公布された。

十人の委員は、法律、医療、原子力分野の学識経験者で、会長には学習院大学の能見善久教授が就いたJAグループは東京電力に対し損害賠償請求するとともに、審査会に「和解の仲介」を申し立てることにしてい

る。(全国農業新聞から)

「第14回全国農業担い手サミットin長野」開催のご案内

「全国から農業の担い手が長野県に集います」

本年十一月十五日、十六日の一日間、「まるう日本の屋根に語ろう明日の農業をアルプスに響け！夢ある農業」を大会テーマに「第十四回全国農業担い手サミットin長野」が松本市を主会場に開催されます。このサミットは、全国の農業の担い手が一堂に会し、農業経営の現況や課題についての認識を深めるとともに、相互研鑽・交流を行い、自らの経営改善と地域農業の発展に資することを目的に毎年開催されています。

十四回目を迎える今回の長野県大会は、十一月十五日に松本市の長野県松本文化会館において、全国の優良経営体の活動事例報告、県内農業者等によるパネルトーク等を内容とする「全体会」を開催します。

全体会終了後、県下十一地域において、県内外の農業の担い手の皆さんとの意見交換・交流を行って、いたための「情報交換会」を開催します。

翌十六日は、県内の担い手農家、農業関係施設等の現地視察を県下二十八のコースに分かれています。

参加を希望する方は、市町村農業関係課窓口、JA、各農業者団体を通じて参加申込みをお願いします。

なお、サミットの開催全般についてのお問い合わせは、最寄りの地方事務所農政課へお願いします。

(県農村振興課)



「農業・農村の六次産業化について」

農林水産省では農林漁業者による六次産業化を推進しています。

六次産業化とは、一次産業としての農業、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業を一体的に推進し、付加価値を生み出すとともに、新たな産業の創出に取り組むことです。

【六次産業化法】

昨年十一月三日に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」が成立し、本年の三月一日から全面施行となりました。

この法律は、六次産業化とともに地産地消の推進により、農山漁村の活性化と農林漁業の発展を目的としており、総称して、六次産業化法と呼んでいます。

【事業計画を大臣が認定】

六次産業化法では、農林水産物を生産・販売している方が、新たに六次産業化に取り組む場合の計画を策定し、(総合化事業計画と研究開発・成果利用事業計画の2種類があります)それを申請することにより、農林水産大臣の計画認定を受けることができます。

【大臣認定のメリット】

事業者の皆さんは、この認定により、次のメリット措置を利用することができます。

●六次産業化プランナーによる総合的なサポート

●無利子の農業改良資金の償還期間・据置期間を二年延長

●促進事業者(一緒に六次産業化を行う事業者)も農業改良資金が利用可能

●低金利の短期融資(新スーパーS資金)が利用可能

●新商品開発・販路開拓に対する補助率の増加、事業採択の優位性

●施設等の整備で農地転用や市街化調整区域での開発行為の申請手続きの簡素化

●品種登録する場合の出願料・登録料の減免

【対象となる計画】

①生産されている農林水産物を活用して新商品を開発する ②直売やインターネット販売、食堂開店、輸出など新たな販売方式導入する ③六次産業化のために新たな作物や品種を開発・導入するなどの取組が対象となります。

【認定の要件】

計画の最終年で、対象の農林水産物の売り上げが原則として五%

以上増加していること、所得が向上して農業経営が黒字になつていることが要件です。

【申請時期】

計画の申請は、随時受け付けています。次回の認定は、十月末に予定されています。

【お知らせ】

長野県では、「社団法人長野県農協地域開発機構」が、総合的なサポート等を行う機関となりました。

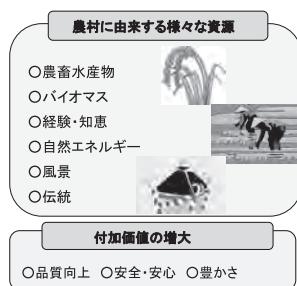
■連絡先

長野農政事務所農政推進課

☎ 026-133-12500



農山漁村6次産業化のポイント



「連携・融合」

「6次産業化」の内容は、農林水産省のホームページで見ることができます。
<http://www.maff.go.jp/soushoku/sanki/6jika.html>